

○総務省令第九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第五項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十八日

総務大臣 武田 良太

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をもとに、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p> <p>2 電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合における前項の電子署名は、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。</p> <p>一 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号に定める電子証明書</p> <p>二 その他総務大臣が定める電子証明書</p>	<p>第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名（電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する同項第二号に定める電子証明書と併せて送信されるものに限る。）とする。</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。